

英国の私的年金制度と税制

佐野 邦明

目 次

1. はじめに
2. 英国年金制度の概要
3. 英国の私的年金税制
4. 2004年金融法による税制改正
5. 英国からの示唆

2006年4月5日以前の英国年金税制は、制度設立形態・加入時期によって取り扱いが異なる複雑なものであった。2004年金融法により、年金受給権の額に着目した「年間非課税限度額」および「生涯非課税限度額」が導入され、すべての登録年金制度に共通の税制が構築された。日本では確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度共通の年間拠出限度額の導入が議論されている。英国の年金税制は参考となる事例ではあるが、日本との社会的背景等の相違を踏まえた検討が必要である。

1. はじめに

日本の私的年金税制は、拠出段階において確定給付企業年金制度は拠出限度額が無制限であるのに対して、確定拠出年金制度では一定の拠出限度額が設定されており、拠出限度額も加入する制度によって異なるという複雑な取り扱いである。社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、加入する制度の相違によらない公平な拠出限度額を設定すべく、確定給付企業年金制度・確定拠出年金制度共通の拠出限度額について議論されている。本稿では、日本における議論の参考とすることを

目的として、英国の私的年金税制の概要を紹介する。

2. 英国年金制度の概要^(注1)

英国の公的年金制度は、1601年のエリザベス救貧法が起源とされており、就労困難な貧困者に対する救貧を目的とするものであった。その後、1925年に拠出制の本格的な公的年金制度が施行されたが、公的年金制度からの給付水準は、「最低限度の社会生活を保障する」というものであった。一方、19世紀前半から公務員・軍人などの



佐野 邦明（さの くにあき）

一般社団法人年金総合研究所主席研究員、年金数理人、日本アクチュアリー会正会員。1975年学習院大学理学部数学科卒業。同年4月、三菱信託銀行（現・三菱UFJ信託銀行）入社。企業年金関連業務を主に担当、株式会社CAC顧問を経て、2018年3月より現職。